答弁第一七一号平成二十九年四月七日受領

内閣衆質一九三第一七一号

平成二十九年四月七日

衆

議

院

議長

大

島

理

森

殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪数に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪数に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

下 的 は、 織的犯罪処罰法」という。)第二条第一項において定義された「団体」に着目して、「団体の活動として、 化について本条約上認められているオプションである「国内法上求められるときは するための刑法等の一部を改正する法律案において新設することとしていた同法律案による改正後の組織 団が関与するもの」との要件の下で、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「本条約」という。) 第五条1@ j)に規定する行為の犯罪 えている」との答弁は、当時国会に提出していた犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処 るところであり、これを犯罪の内容に応じて選別することは、 な犯罪の処罰及び犯罪収益 お尋 「旧法律案の罪」という。)について述べたものである。 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪を対象犯罪としてい ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 の規制等に関する法律 御指摘の答弁書における (平成十一年法律第百三十六号)第六条の二の罪 すなわち、 国際組織犯罪防止条約上できないものと考 旧法律案の罪においては、 「組織的な犯罪の共謀罪において 組織的な犯罪集 (以下「組 玉 際的 以

定められている罪一般を対象犯罪としていた旨説明していたものである。 が関与する全ての「重大な犯罪」として、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が 当該行為を実行するための組織により行われるもの」及び「第三条第二項に規定する目的で行われるもの」 との要件を定めていたことを前提として、 本条約上対象犯罪とすべきもの、 すなわち、このような 団

織的犯罪処罰法第二条第一項において定義されている 売組織等の るための組織により行われるもの」及び ションである 方々が処罰の対象とはなるものではないことが明確になるよう、 においては、 る法律案による改正後の組織的犯罪処罰法 他方、今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正す 「組織的犯罪集団」 「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」 旧法律案の罪についての国会における御議論を踏まえ、 「国内法上求められるときは と定義した上で、 「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、 「組織的犯罪集団・・・の団体の活動として、 (以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。) 第六条の二の罪 組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件の下で、 「団体」のうち、テロリズム集団、 右に述べた本条約上認められ 組織的な犯罪集団とは関 又は ・・・組織的犯罪集 当該行為を実行す 暴力団、 わり ているオプ うがない 薬物密 組

を

寸 的犯罪処罰法において新設することとしている改正後組織的犯罪処罰法第七条の二第二項の罪を除き、 適 において、 的犯罪処罰法別表第四において列挙している罪の数は、 定により許容されるところであり、 ンである こと又は おける対象犯罪として規定することとしたところである。 は拡大する目的で行われる」ことが現実的に想定されるものを改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪に 「重大な犯罪」として、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の 用 の不正権益を維持し、 の対象とすることを確保する」との規定とも整合するものである。このようなことから、 本条約上対象犯罪とすべきもの、 「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は 「組織的犯罪集団・・・の団体の活動として、 「国内法上求められるときは・・・ 「組織的な犯罪集団」 若しくは拡大する目的で行われるもの」との要件を定めることとしたことを前提 の捉え方に応じて、 また、同条3の すなわち、 組織的 な犯罪集団が関与するもの」 「組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を 対象犯罪を定めることは、 このような ・・・組織的犯罪集団の不正権益を維持し、 犯罪行為の態様に着目して数えると、 当該行為を実行するための組織により行われる」 このように、 「組織的犯罪集団 本条約上認められているオプショ との要件の下で、 本条約第五条1(a) 刑が定められている罪 が関与する全ての 改正後組織 改正後組織 玉 (i) 内法 0 規